

# 公園内に設置できる防災備蓄倉庫

災害時に重要な役割を果たす身近な公園において、効果的に防災機能を発揮し、地域の更なる防災力の向上のため防災備蓄倉庫の設置を許可します。

設置できる公園：原則1,000㎡以上の区立公園(借地の公園は除きます)

## 【許可条件】

- ・申請者 町会・自治会(地区防災計画もしくは同等の防災計画を策定)
- ・許可期間 10年を限度とし、満了ごとに更新(公園長期占用)
- ・設置場所 公園の利用および公園管理上支障のない場所  
(事前に水とみどりの課と現地で場所の確認をしてください。)
- ・倉庫の大きさ 6㎡以内
- ・設置できる数 1町会につき1公園1棟を原則とします。
- ・構造 倒壊、転倒等の恐れがない安全性が確保されているもの。

倉庫には、「防災(備蓄)倉庫」と  
設置者名「町会」を表示してください。

